

栗山町いじめの防止等に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 いじめ防止基本方針（第10条・第11条）
- 第3章 いじめの防止等に関する基本的施策（第12条—第19条）
- 第4章 いじめの防止等に関する措置（第20条—第24条）
- 第5章 重大事態への対処（第25条—第27条）
- 第6章 栗山町いじめ問題対策会議（第28条）
- 第7章 栗山町いじめ問題専門委員会（第29条—第37条）
- 第8章 栗山町いじめ調査委員会（第38条—第45条）
- 第9章 雑則（第46条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの早期解消その他のいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策に関し、基本理念を定め、町の責務及び町民等の役割を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が互いの違いを認め合い、及び支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この条例において「町」とは、執行機関である町長及び栗山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）をいう。
- 3 この条例において「学校」とは、町が設置する小学校及び中学校をいう。
- 4 この条例において「児童生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 6 この条例において「重大事態」とは、次の各号に掲げる事態をいう。
 - (1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたこと。
 - (2) いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていること。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、及びこれを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、並びにいじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第4条 児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

（町の責務）

第5条 町は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 町は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校及び学校の教職員の責務）

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する

児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該児童生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

- 2 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、児童生徒一人一人についての理解を深めるとともに、児童生徒との間の信頼関係の構築に努めなければならない。

（保護者の責務等）

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、基本理念にのっとり、その言動がその保護する児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、当該児童生徒がいじめを行うことのないようにするため、規範意識、生命を大切にし他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。

- 3 保護者は、基本理念にのっとり、町及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する町及び学校の責任を軽減するものと解してはならない。

（町民及び事業者の役割）

第8条 町民及び事業者は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において児童生徒と触れ合う機会を大切にし、当該地域全体で児童生徒を見守るとともに、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者と連携協力して、児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めるものとする。

- 2 町民及び事業者は、基本理念にのっとり、いじめが行われ、又は行われている疑いがあると認めた場合に町、学校又はその他の関係機関等へ通報するなど、町及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

（北海道との連携等）

第9条 町は、北海道と連携し、いじめの防止等のための対策の推進を図るとともに、いじめの防止等のための対策に関して必要があると認めるときは、国及び北海道に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

第2章 いじめ防止基本方針

(栗山町いじめ防止基本方針)

第10条 町は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（以下「国いじめ防止基本方針」という。）及び北海道いじめの防止等に関する条例（平成26年北海道条例第8号）第11条の規定による北海道いじめ防止基本方針（以下「道いじめ防止基本方針」という。）を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「町いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 町いじめ防止基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- (2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

3 町は、町いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

(学校いじめ防止基本方針)

第11条 学校は、国いじめ防止基本方針、道いじめ防止基本方針及び町いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 学校は、学校いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、当該学校に在籍する児童生徒の保護者及び地域住民の参画を得るとともに、当該学校に在籍する児童生徒の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 学校は、学校いじめ防止基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 学校は、学校いじめ防止基本方針について定期的に点検及び評価を行い、必要に応じてこれを変更するものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、学校いじめ防止基本方針の変更について準用する。

第3章 いじめの防止等に関する基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第12条 教育委員会及び学校は、学校に在籍する児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことにより、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、いじめの未然防止に資する予防的な生徒指導を

推進しなければならない。

- 2 教育委員会及び学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、社会教育関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、児童生徒の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上に資する教育活動の推進、いじめの防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動に対する支援、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめの防止に関する理解の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（いじめの早期発見のための措置）

- 第13条 教育委員会及び学校は、当該学校におけるいじめの実態を的確に把握し、いじめの早期発見及び早期解消を図るため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項の学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査を行うに当たっては、質問票の使用及び児童生徒への面談その他の適切な方法により行うものとする。
- 3 第1項に定めるもののほか、教育委員会は、各学校におけるいじめの防止等の取組状況に関する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 教育委員会及び学校は、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（以下「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 5 教育委員会及び学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。
- 6 前2項に定めるもののほか、教育委員会は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 7 児童生徒は、いじめを受け、又はいじめを発見し、若しくは他の児童生徒からいじめの相談を受けた場合は、いじめの早期発見及び早期解消を図るため、保護者への相談を行うほか、第4項の規定により整備された相談体制を活用するよう努めるものとする。

（関係機関等との連携等）

- 第14条 町は、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、学校、家庭、地域社会、関係機関その他の関係者の間の連携の強化その他必要な体制の整備を行うものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第15条 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止等を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(学校評価等における留意事項)

第16条 教育委員会は、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、学校の評価及び学校の教職員の評価において、いじめの防止等の取組に係る評価が適正に行われるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第17条 教育委員会及び学校は、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育（情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方及び態度を養うことを目的とする教育をいう。）の充実に努めるとともに、保護者に対して、必要な啓発活動を行うものとする。

2 教育委員会は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体と連携し、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめについて、情報化の進展状況を勘案し、学校、児童生徒及びその保護者に対し最新の情報を提供する等必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第18条 教育委員会は、いじめの未然防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支

援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項並びにいじめの防止等のための対策の実施状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第19条 町は、いじめの実態及びその傾向、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第20条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員及び必要に応じて参加する心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第21条 学校の教職員、教育委員会の事務局の職員その他の児童生徒からの相談に応じる者及び児童生徒の保護者は、児童生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒について、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こることのないよう、いじめの事案の円滑な解決を目指して、これらの保護者の理解と協力の下、当該いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

(教育委員会による措置)

第22条 教育委員会は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該報告に係る学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第23条 学校の校長及び教員は、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条の規定に基づき、適切に、当該児童生徒に対して懲戒を加えるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第24条 町は、他市町村等の学校の設置者と連携して、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を適切かつ迅速に行うことができるよう、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

2 町は、他市町村等の学校の設置者と連携して、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒のうち指導上配慮を要する者の進学及び転学に際し、当該いじめの事案に係る情報についての学校間の引継ぎが、個人情報の取扱いに配慮しつつ、確実かつ適切に行われるよう、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第5章 重大事態への対処

(重大事態の発生に係る報告)

第25条 学校は、当該学校に在籍する児童生徒に重大事態が発生した疑いが

あると認める場合には、教育委員会を通じて、その旨を町長に報告しなければならない。学校に在籍する児童生徒又はその保護者から当該学校に対して当該児童生徒に重大事態が発生し、又は発生した疑いがあるとの申立てがあったときも、同様とする。

（教育委員会による対処）

第26条 教育委員会は、前条の規定による報告を受けたとき、又は学校に在籍する児童生徒若しくはその保護者から当該児童生徒に重大事態が発生し、若しくは発生した疑いがあるとの申立てがあったときは、当該報告又は申立てに係る重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、第29条に規定する栗山町いじめ問題専門委員会に調査を行わせるものとする。この場合において、栗山町いじめ問題専門委員会は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするため、質問票の使用その他の適切な方法をとるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による調査が終了したときは、その調査の結果を町長に報告するものとする。この場合において、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望するときは、当該児童生徒又はその保護者の意見を記載した書面を添付するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による調査が終了したときその他必要があるときと認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

4 教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（町長による対処）

第27条 前条第2項の規定による報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があるときと認めるときは、第38条に規定する栗山町いじめ調査委員会に前条第1項の規定による調査の結果について調査を行わせるものとする。

2 町長は、前項の規定による調査を行わせるに当たっては、あらかじめ、栗山町いじめ調査委員会の意見を聴かなければならない。

3 町長は、第1項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査の結果その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

4 町長は、第1項の規定による調査が終了したときは、その結果を議会に報

告しなければならない。

- 5 町は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第6章 栗山町いじめ問題対策会議

(設置等)

第28条 教育委員会は、栗山町におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、栗山町いじめ問題対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第7章 栗山町いじめ問題専門委員会

(設置)

第29条 第26条第1項の規定による調査を行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、栗山町いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(組織)

第30条 専門委員会は、委員（専門委員会の委員をいう。以下この章において同じ。）10人以内で組織する。

- 2 専門委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員（専門委員会の特別委員をいう。以下この章において同じ。）を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第31条 委員及び特別委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員及び特別委員は、第38条に規定する栗山町いじめ調査委員会の委員及び特別委員と兼ねることができない。

(委員長及び副委員長)

第32条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第33条 専門委員会の会議は、委員長が招集する。

2 専門委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員及び特別委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第34条 専門委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、専門委員会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員又は特別委員がこれに当たる。

4 部会に属すべき委員及び特別委員は、委員長が指名する。

5 専門委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって専門委員会の議決とすることができる。

(関係者の排除)

第35条 専門委員会は、第26条第1項の規定により重大事態に係る調査審議を行う場合において、委員及び特別委員に当該重大事態に係るいじめの事案の関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有する者がいることにより当該調査審議の公平性及び中立性が損なわれると認めるときは、その者を当該調査審議に参加させないことができる。

(秘密の保持)

第36条 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長への委任)

第37条 この章に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

第8章 栗山町いじめ調査委員会

(設置)

第38条 第27条第1項の規定による調査を行うため、町長が必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、町長の附属機関として、

栗山町いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

（組織）

第 39 条 調査委員会は、委員（調査委員会の委員をいう。以下この章において同じ。）5 人以内で組織する。

2 調査委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員（調査委員会の特別委員をいう。以下この章において同じ。）を置くことができる。

（委員及び特別委員）

第 40 条 委員及び特別委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) いじめの防止等に関する知見を有する者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から第 27 条第 1 項の規定による調査に係る審議が終了したときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び特別委員は、専門委員会の委員及び特別委員と兼ねることができない。

（委員長及び副委員長）

第 41 条 調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 42 条 調査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 調査委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員及び特別委員以外の者の出席

を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（関係者の排除）

第43条 調査委員会は、委員及び特別委員に調査審議の対象となる重大事態に係るいじめの事案の関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有する者がいることにより当該調査審議の公平性及び中立性が損なわれると認めるときは、その者を当該調査審議に参加させないことができる。

（秘密の保持）

第44条 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員長への委任）

第45条 この章に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

第9章 雑則

（委任）

第46条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長又は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。